# 八王子実践中学校・高等学校ソーシャルメディアポリシー

近年ソーシャルメディアを利用する機会が増えています。これらは非常に便利なサービスですが、使い方を注意しないと思わぬトラブルに巻き込まれたり、知らないうちに被害者にも加害者にもなる可能性があります。本校では、緊急時対応のため生徒の携帯電話・スマートフォンの持ち込みを許可していますが学校内では電源を切っておくように指導しています。携帯電話・スマートフォンを持たせる、使わせるのは保護者の判断であり、ルールを守らせるのも保護者の責任であることを前提とし、本校ではソーシャルメディアの利用は「自己の責任において利用する」ということを基本姿勢としています。その利用に際し、学校としての基本的な考え方を以下に示し、理解を求めるものとします。

# 1 自分の行動に責任を持つ

一度発信した情報は全世界に配信され、完全に削除することはできません。自分では実名を出していないつもりでも、書いた内容で個人が特定されてしまうことは今や常識です。軽い気持ちで発信した情報が、将来にわたってあなたの不利益になる可能性を理解しましょう。

学校名、個人名、住所、電話番号、メールアドレス、クラス、学籍番号、年齢、性別、あだ名など、個人が特定されやすい内容の書き込みをしてはいけません。顔写真はもちろん、制服やユニフォームを着用した写真、学校や自宅周辺の写真、また無断で撮影した他人の写真なども掲載してはいけません。

友達の情報を載せることは友達をインターネット上の危険にさらしてしまうことを意味 します。日記一行、写真一枚、どんなに些細なことでも必ず確認を取りましょう。もし間違 った内容を書いてしまった場合はすぐに訂正しましょう。そして直接誠実に謝りましょう。

# 2 傷つける行為はやめる

学校の名誉や人を傷つける行為は絶対にしてはいけません。また無断で学校に関するサイトの立ち上げや投稿は行わないようにしましょう。法的処置がとられる場合もあります。学校に対する誹謗中傷や名誉を傷つけるような掲載・行為に対しては、断固として許しません。また、友人や他人を傷つける悪口、秘密、性的内容はつぶやきであっても載せてはいけません。これらの行為が発覚した場合は、毅然とした態度で指導・警告を行っています。ソーシャルメディアにおいても、日常生活と同様にマナー・法律をきちんと守りましょう。ネットと日常は同じ現実世界です。日常生活で言わないこと、やらないことはネット上でもしないのが基本です。差別的・他人の私生活を暴露するなどの行為、万引き・飲酒・喫煙もしくはそれらを助長するような書き込みも厳禁です。

#### 3 気にしないことも大切

自分の時間を大切にし、過度な反応は避けましょう。無視する勇気も大切です。困ったとき は責任のある大人に相談しましょう。あなたを大切に思う人はあなたの周りにたくさんい ます。

ソーシャルメディアはリアルタイムでやり取りができるとても便利なものですが、それ に縛られたり、常に返事を返さなければならないという考え方は間違っています。送信する 側も受信する側も、人が迷惑にならない時間帯を考慮しましょう。

掲載内容への過度な反応は事態の悪化につながる可能性があります。掲載自体を無視することも大切です。ソーシャルメディアの存在を知らない、利用しないということは決して 恥ずかしいことではありません。

ソーシャルメディア上のやり取りは素顔や表情が見えません。危害を加えようと狙っている人に命を脅かされた人もいます。知らない人とのコミュニケーションは現実世界より 慎重に判断しましょう。

## 4 真のコミュニケーションを

本当のコミュニケーションとは、電波を通さず直接話をすることです。

本来、本人に直接向き合って伝えられない内容を、インターネット上に書き込むことはできないはずです。あなただけの判断や想い、感情で意見を伝えられないのであれば、それは本当のコミュニケーションにはなりません。実際に顔を見て話さない「語句だけの世界」では、言葉が一人歩きします。

校訓にもある自重、自愛、自制、自立の精神を体得し、他人への思いやりの心をもち、直 接相手とコミュニケーションをとっていきましょう。

## 5 選挙運動について

平成28年6月より、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。つまり高校3年生の中には選挙権を有している者と、選挙権がない者が混在しています。18歳以上の生徒は、選挙運動期間中(公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までを指す)に、ホームページ・Twitter・フェイスブック・LINE等のSNSを利用しての選挙活動が可能です。例えば選挙運動メッセージを書き込んだり、SNSで拡散・共有したり、選挙運動の様子を動画サイトに投稿したりすることができます。しかし、これらの行為を18歳未満の生徒が行ってしまうと公職選挙法違反で罰則の対象となります。なお、電子メールを利用しての選挙運動は18歳以上の有権者も禁止されていますので注意しましょう。

本校の生徒会役員選挙においては SNS の利用を認めていません。

ソーシャルメディアを通じて、未来の在り方を決める政治に積極的に関与してほしいですが、一方で気軽にできるが故に法律違反にならぬよう細心の注意を払いましょう。